

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①地域の概要・立地

当市は、石川県の南部に位置し、西部は海、南は福井県、東西は白山市、加賀市に接している市である。

当市は、加賀藩 3 代藩主前田利常が小松城主だったころから、織物や伝統工芸の職人が城の周りに集まり栄えてきた歴史的背景を持ち、ものづくりを大切にしている心が受け継がれている地域である。現在も小松の産業の中心は製造業であり、世界的にも有名な建設機械メーカー（コマツ）があり、その関連会社も多く存在している。さらに、日本有数のバス製造メーカー（ジェイ・バス株）も存在している。

このように小松市は、機械工業や鉄工業が盛んな地域である。さらに日本一のシェアを誇るパーティーション（間仕切り）メーカーの企業もある。伝統ある繊維産業や九谷焼は、高い技術や磨かれた美意識もあるなど伝統工芸から最先端技術までが1つの市に存在するものづくりの街である。



②想定される地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ) ※別紙1 参照

当市のハザードマップによると、山間部の一部地域において最大 10m、市街地地域においては最大 3mの浸水が予想されている。

当市のハザードマップは、梯川、前川、八丁川、鍋谷川、新堀川、動橋川が大雨によって増水し、堤防が決壊した場合の浸水予想結果にもとづいて、浸水する範囲と浸水深ならびに洪水時の避難所を示したものである。

大雨の規模は、1,000年に1回程度起こりうる大雨により河川が氾濫した場合を想定している。水害のおそれのある時には、市から「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」、「警戒レベル4 避難勧告、避難指示」が発令される。さらに、土砂災害防止法に基づき県が指定した、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を種別ごとに色分けして表示している。

【小学校区における予想被害浸水深（一部） 出典：小松市洪水ハザードマップ】

中海校下 5.0-10.0m、国府、能美、第一 3.0-5.0m、符津、木場 3.0-5.0m、月津、日末 5.0-10.0m(柴山瀉周辺)

なお、各事業所所在地をハザードマップ上で検証した結果、冠水・浸水被害の想定区域に立地する会員事業所は 669 者で、会員全体の 14.4%に当たる。この比率のもとに、管内小規模事業者 4,284 者のうち、冠水・浸水被害の想定区域に立地する小規模事業者は約 600 者と推定される。

(土砂災害：ハザードマップ) ※別紙1 参照

当市のハザードマップによると、山間部の一部地域において、土石流、地滑り、崖崩れ等の土砂災害が発生する恐れがあるエリアがある。

【恐れのある小学校区】

中海、国府、金野、波佐谷、栗津、那谷等の山間地域

なお、各事業所所在地をハザードマップ上で検証した結果、土砂災害被害の想定区域に立地する会員事業所は256者で、会員全体の9.0%に当たる。この比率のもとに、管内小規模事業者4,284者のうち、土砂災害被害の想定区域に立地する小規模事業者は約400者と推定される。

(地震：ハザードマップ) ※別紙2参照

当市のハザードマップによると、小松市の影響が大きいと想定される「北陸地方の活断層で発生する地震」「南海トラフ地震」「小松市直下型震度」の想定をしており、震度6以上の地震が市内全域を中心に想定されている。

【恐れのある小学校区等】

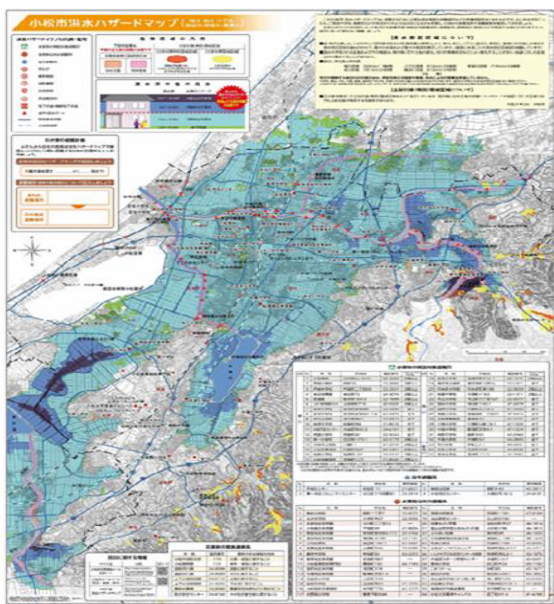
小学校区は大多数が震度6以上の地域として想定されている。

(その他)

大雨：市内中心を流れる一級河川梯川の堤防決壊等リスクがある。

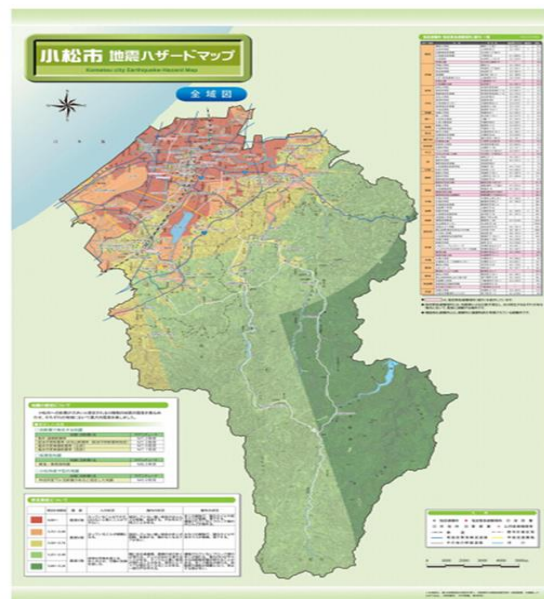
雪害：当地（石川県）に特に大きな被害をもたらした豪雪・大雪としては、「38豪雪」、「52豪雪」、「56豪雪」、「59豪雪」、「61豪雪」、「平成13年豪雪」、「平成18年豪雪」、「平成30年豪雪」がある。

「平成30年豪雪」では、北陸自動車道と国道8号線の同時通行止め、JRの運休や小松空港での欠航、ガソリンや重油の遅配などがおこり、人・モノの流れが遮断された。雪害は、気象・地形等の自然条件に起因するものに加え、人口密集や都市化等の社会的条件によっても被害が拡大する恐れがあるため、リスク要因として考慮する必要がある。



※別紙1

【当市洪水ハザードマップ】（土砂災害含）



※別紙2

【当市地震ハザードマップ】

(2) 商工業者の状況（平成28年経済センサス活動調査より）

商工業者数 5,946 者
うち小規模事業者数 4,284 者

【内訳】

(単位：者)

業種	商工業者数	うち小規模事業者数	備考(事業所の立地等)
建設	605	582	市内に広く分散している
製造	1,029	906	日本海側に集積傾向(鉄工団地等)
サービスその他	4,312	2,796	市内商店街等が多い傾向

(3) これまでの取組

①小松市の取組

・地域防災計画の策定

小松市地域防災計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の規定に基づき、小松市防災会議が作成する計画であり、小松市、石川県及び防災関係機関や公共団体その他市民がその有する全機能を有効に発揮し、市域における防災に関して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動を実施することにより、市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、昭和39年12月作成、都度更新している。

・防災訓練の実施

当市は下記のとおり、津波や土砂災害を想定した防災訓練やその他多岐に渡る災害を想定した総合防災訓練を定期的実施している。

小松市総合防災訓練	毎年1回実施
津波訓練	毎年1回実施
土砂災害訓練	毎年1回実施

・他計画の策定

平成25年12月に国土強靱化基本法が施行され、同法第13条に定める地域計画とし小松市強靱化計画(平成28年7月作成)を策定。災害の規模・態様に関わらず、あらゆる災害等を想定しながら、「起きてはならない最悪の事態」をもたらす恐れがある「脆弱性」を減らすことを目的としている。

平成18年1月に策定された「石川県国民保護計画」に基づき、小松市国民保護計画(平成19年1月作成)を策定。武力攻撃事態等において、武力攻撃から住民の生命、身体及び財産を保護し、住民の生活や経済活動に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難に関する措置、武力攻撃災害への対処措置など国民保護措置を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的としている。

②小松商工会議所の取組

・事業者BCPに関する国の施策の周知

小規模事業者の災害発生時への備えの必要性を認識、理解していただくため、国の「中小企業BCPの策定促進に向けて」の小冊子配布等、諸会議を通じて、当所議員、評議員を中心に防災知識の普及啓発、周知を行ってきた。

また、巡回訪問や当所へ来所される小規模事業者に対して、関係資料の配布、周知も行ってきた。

- ・事業者BCP策定セミナーの開催

平成21年12月「新型インフルエンザから企業を守るBCP対策セミナー」、平成26年2月には「BCP(事業継続計画)策定セミナー」を開催。令和元年度は、大規模自然災害への対応力の強化として、災害後の復旧と防災対策には、事業者だけでなく市民をも一体となった連携が必要との観点から、初めて市民を対象としたリカレント講座「防災とレジリエンス」「防災と地域社会・ボランティア」を公立小松大学や自衛隊、日本気象協会、小松市消防本部の協力のもと、のべ9回開催した。

- ・損害保険への加入促進

日本商工会議所では、(1)中小企業PL保険制度、(2)全国商工会議所PL団体保険制度、(3)全国商工会議所中小企業海外PL保険制度、(4)情報漏えい賠償責任保険制度、(5)業務災害補償プラン、(6)休業補償プランについて各損害保険会社と業務提携し、制度運営・普及の促進と合わせ、小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクヘッジ対策として、連携した普及・加入促進を行っている。

- ・防災訓練の実施

当所が所有している「小松商工会議所会館」は、小松商工会議所事務所だけでなく、アクサ生命小松支社や日本政策金融公庫小松支店、石川県宅建協会等、テナント入居者も多く、会館全体での避難訓練も毎年2回定期的に実施している。

- ・防災備蓄品

高架水槽(飲料水)、懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、拡声器、軍手、灯油、工具類、タオル、木炭、コンロ、ゴミ袋などをそれぞれ備蓄している。

II 課題

(1) 当所と当市の連携体制の構築について

現在、中小企業・小規模事業者に対する緊急時の取組について、協力体制の重要性に関する具体的な体制やマニュアルが整備されていない。

(2) 小規模事業者への危機意識の醸成

当地域は自然災害が全国と比較すると少ない認識のもと、事業者の危機意識は大規模震災等、被災地など全国の他地域と比べ低いと言わざるを得ない状況であり、当事者意識の醸成が必要である。

災害別にすると台風は日本アルプス等により被害が少ない傾向である。地震は森本・富樫(もりもと・とがし)断層帯は、金沢平野の南東縁に発達する活断層帯であるが、東海地方の南海トラフ巨大地震の発生確率と比較するとリスクは少ない。雪害は、2018年に1981年の「五六豪雪」以来37年ぶりに大雪となり、高速道路は、北陸自動車道富山―福井間が不通、鉄道はJR西日本が金沢駅―敦賀駅間で全列車終日運転を見合わせ、飛行機も小松空港は終日全便欠航、市内幹線道路もほぼ不通となり、物流が停止する事態となった。しかし近年暖冬傾向であるため危機意識が薄れている側面も見受けられる。

昨今の経済活動は、市内で完結するとは限らず、県内・国内また国外とのやり取りが頻繁に行われている。また、災害についても同様に市域を跨ぎ大規模、広範囲にわたって発生することも想定される。特に災害が発生したときは、まず、自身の安全確保の上自助による早期復旧と次いで互助、共助の活動、そして公助による復興支援が行われる。

しかし、事業者間において規模、人員、財務体力など千差万別であり、業種間、事業者間においても災害時に優先して対応すべき事項は異なってくる。特に小規模事業者の場合、事業継続力強化計画の策定にまで手が回らない、また優先順位付けが後回し、策定のきっかけが無い為に最初の一步を踏み出せない、といった現状がある。

市内商工業者は約 6,000 者。内、小規模事業者は 4,300 者弱あり、限られた人員、予算の中であまねく全ての事業者に対するアプローチを当所、当市にて行うことを前提に、優先順位付けのうえ支援を行うことが必要となる。

(3) 職員のスキル不足が課題

平常時・災害時の対応を推進するスキルをもった職員が十分とは言えない。更には、災害に対する保険・共済制度を紹介・助言する知見を持つ職員が十分でないことも課題である。

III 目標

(1) 当所、当市との連携体制の構築

災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、当所と当市の間における連絡体制を構築し、平常時の訓練とシミュレーション、災害発生時には対策本部と連携を行う。

(2) 小規模事業者への危機意識の醸成ならびに災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

- ① 定期的なBCPセミナーの開催
- ② 当所メールマガジン発信によるBCPの啓発
- ③ 当所ホームページにてBCPの周知
- ④ 当所会報(毎月30日発行)にて、BCPの重要性を周知

(3) 平常時・災害時の対応を推進するノウハウとスキルの習得、災害に対する保険・共済といったリスクファイナンスに対する知識向上に向けた当所職員のスキルアップ

- ①職員向けBCP研修の実施(講師:防災士、民間コンサルタントを想定)
- ②職員向け損害保険・共済の勉強会実施(講師:保険会社等を想定)
- ③職員向け「小松市の防災」についての勉強会実施(講師:小松市防災センターを想定)

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和2年4月1日～令和7年3月31日

II 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

①計画の適時修正（当所、当市）

- ・当市は平成31年3月に「小松市地域防災計画」の見直しを行っており、本計画は小松市地域防災計画と整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

②小規模事業者に対する災害リスクの周知と拡散（当所）

- ・小規模事業者に対して当所メールマガジン・ホームページ・会報等により、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事例紹介等きめ細やかな周知活動を行う。併せて本市産業の特色として、例えばものづくり関連産業では発注元メーカーを核とした強固な供給連携体制が構築されており、様々な形で協力企業、取引先をフォローする体制が整っている。このメリットを有効に活かし、産業の川上にあたる事業所に対して率先して周知活動を展開し、日常継続的な取引を活用した周知の浸透を図る。
- ・経営指導巡回時ならびに来所時等の面談時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入）について説明する。
- ・個別事業者のBCP策定や「事業継続力強化計画」申請については、当所の経営指導員が中心となり、伴走型の指導・助言にて策定の初期段階から完了まで支援する。また、必要に応じて専門家派遣等を実施するなど、きめ細くかつ実効性のある策定支援を行う。
- ・小規模事業者に対するBCPセミナー(集団研修)を実施し、認定取得を啓発する。

③当所自身の事業継続計画の作成（当所）

- ・当所の現在事業継続計画については令和元年度に完成している。

④関係団体との連携（当所）

- ・関係機関等へ普及啓発ポスター掲示依頼を行い、周知啓発活動を行う。

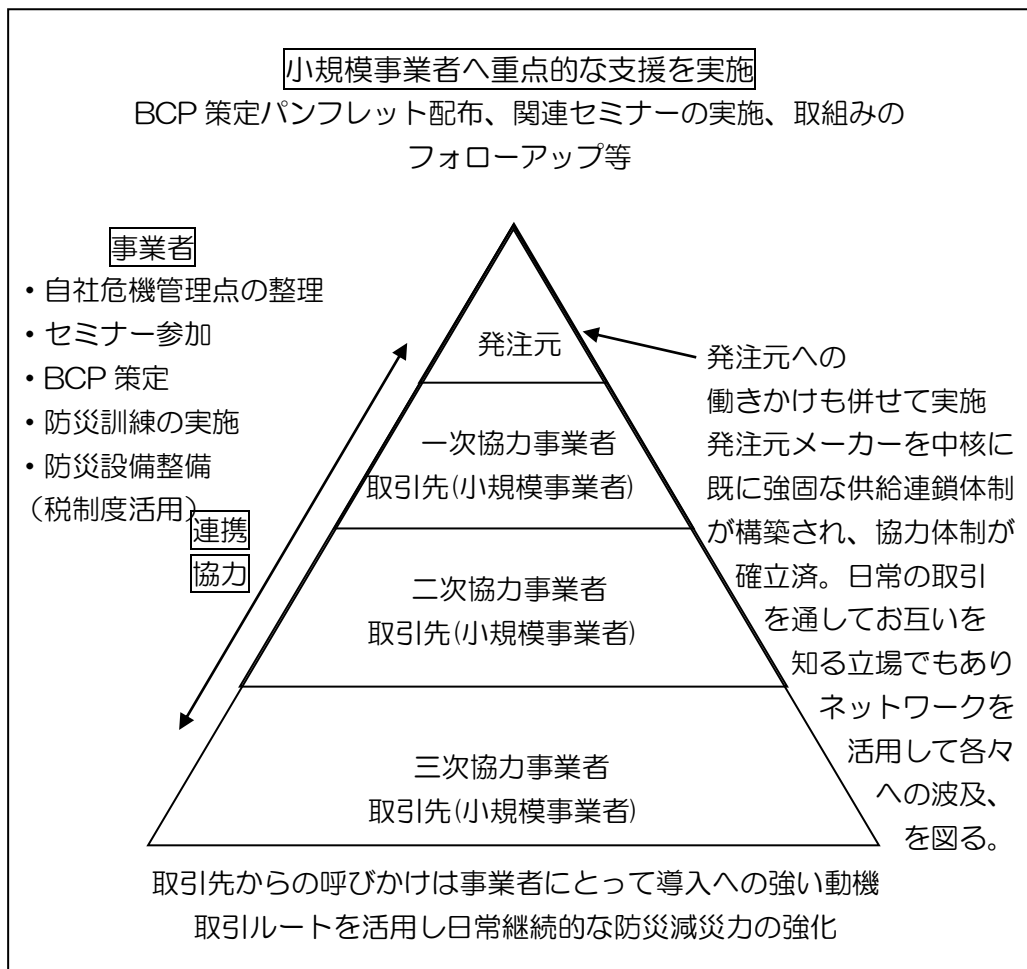
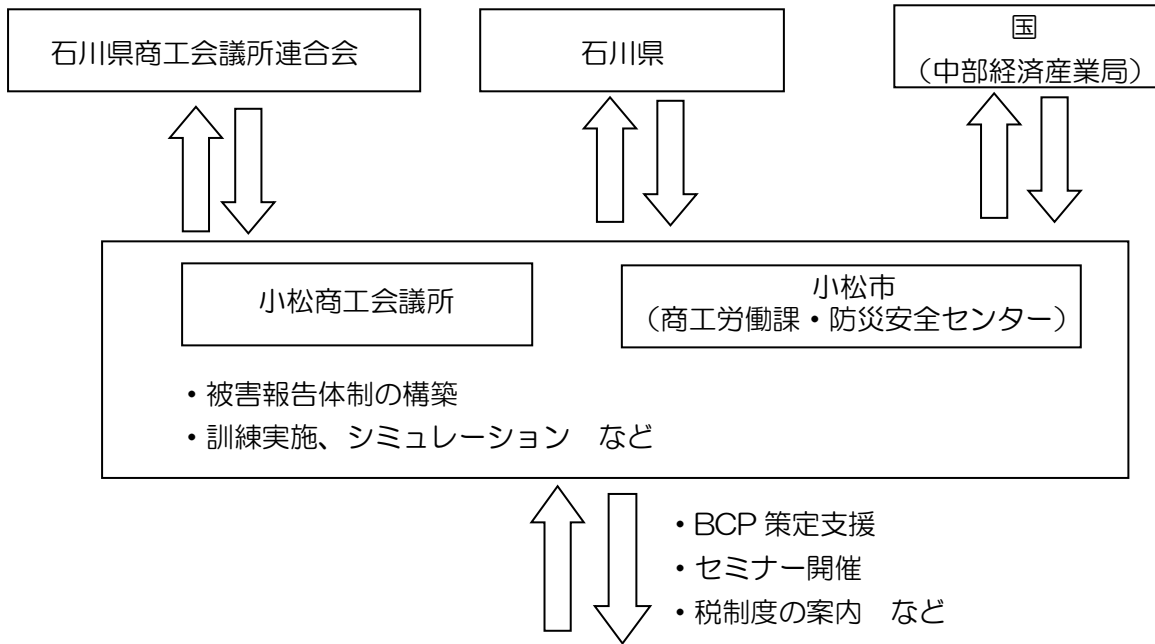
⑤フォローアップ（当所）

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・小松市内の事業継続力強化計画策定数の確認

⑥当該計画に係る訓練の実施（当所、当市）

- ・災害の発生を仮定した、訓練（シミュレーション）を毎年1回（12月を予定）実施し、当市との計画ルートの確認等を行う。

(1) 平常時の連絡・活動体制



(2) 災害発生時の対策

①関係機関の連絡について（当所）

- ・自然災害発生時、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記手順のとおり地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

②応急対策の実施可否の確認（当所、当市）

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・当所は緊急連絡網にて連絡を行う。
- ・当市も緊急連絡網にて連絡を行う。

③応急対策の方針決定（当所、当市）

- ・当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
下記例の「大規模被害」「被害がある」については、当所にて災害対策本部の設置と相談窓口の開設を想定している。
- ・職員全員が被災する等により応急対策が出来ない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模被害	地区内10%程度の事業所(約600者)で「床上浸水」「建物半壊」等、物的損害が発生
被害がある	地区内1%程度の事業所(約60者)で「床上浸水」「建物半壊」等、物的損害が発生
ほぼ被害はない	目立った被害はない

④発災時における指示命令系統・連絡体制（当所、当市）

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動方針を決定する。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、予め確認しておく。

（例：被害額、算定方法の目安は以下を想定）

当所が所有する事業者リストに被害額や被害情報の欄を作成
当所は被災事業者からヒアリング等により、被害状等を収集する
非会員事業者については、当市と連携しリストに随時追記する

(3) 災害発生後の実施内容

①応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援（当所、当市）

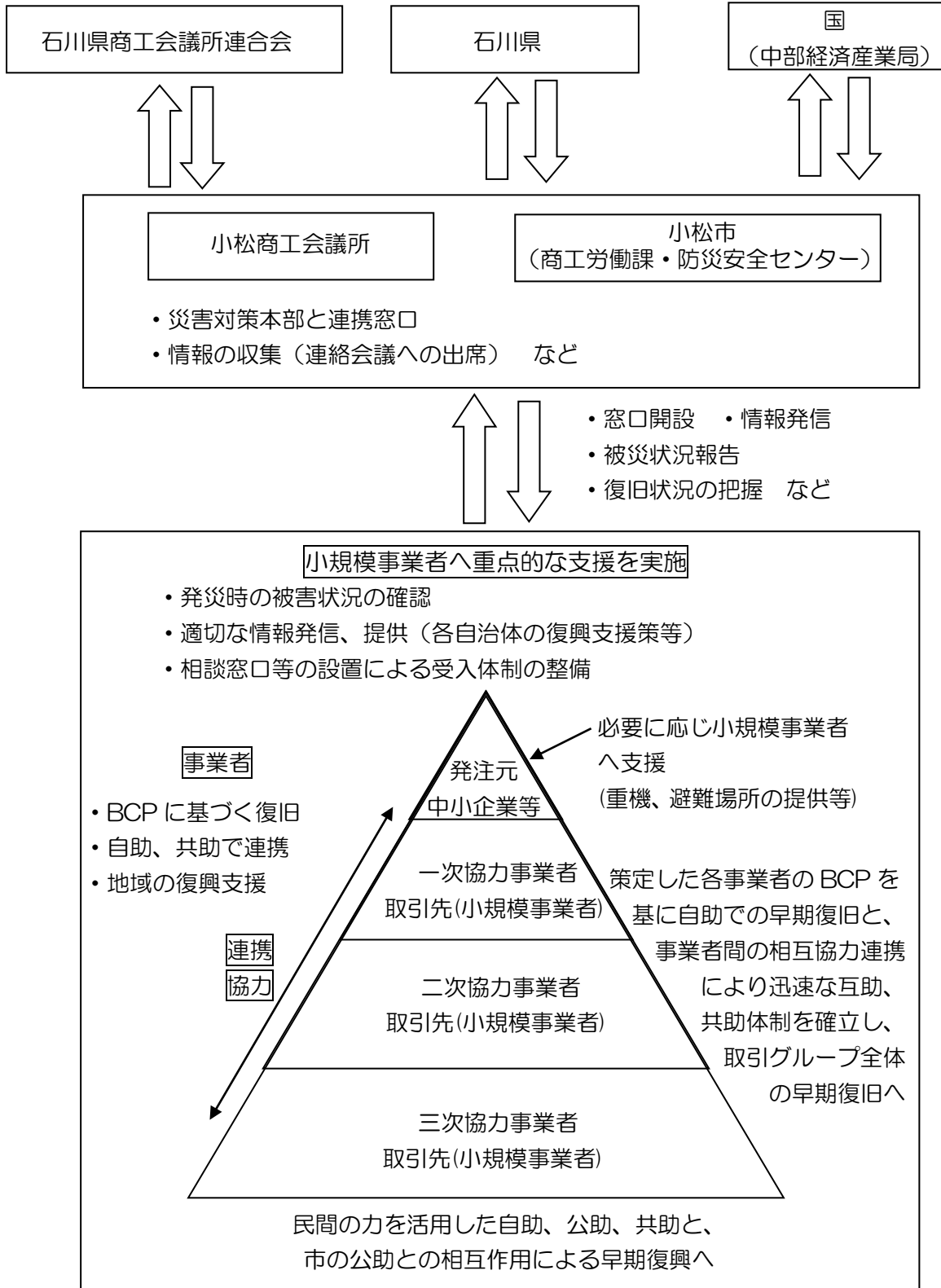
- ・相談窓口の開設方法について、当所と当市において協議決定する。
（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・地区内小規模事業者の被害状況詳細を確認する。（情報収集）
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について地区内小規模事業者へ周知する。

- ・小松商工会議所会員の約1／3が建設業という特徴があり、災害復旧に不可欠となる重機器具等とそれを運転するオペレータ数が多い強みを有している。この点を活用し災害時の重機器具の活用による早期復旧と、早期復旧を果たした事業者による地域貢献としての避難場所として工場内や駐車場等の無償提供、重機器具等の提供が可能な事業所について当市の被害情報を提供し、市全体が一体となり全体の復旧迅速化に取り組む。(情報提供、協力依頼)

②地区外小規模事業者に対する復興支援（当所、当市）

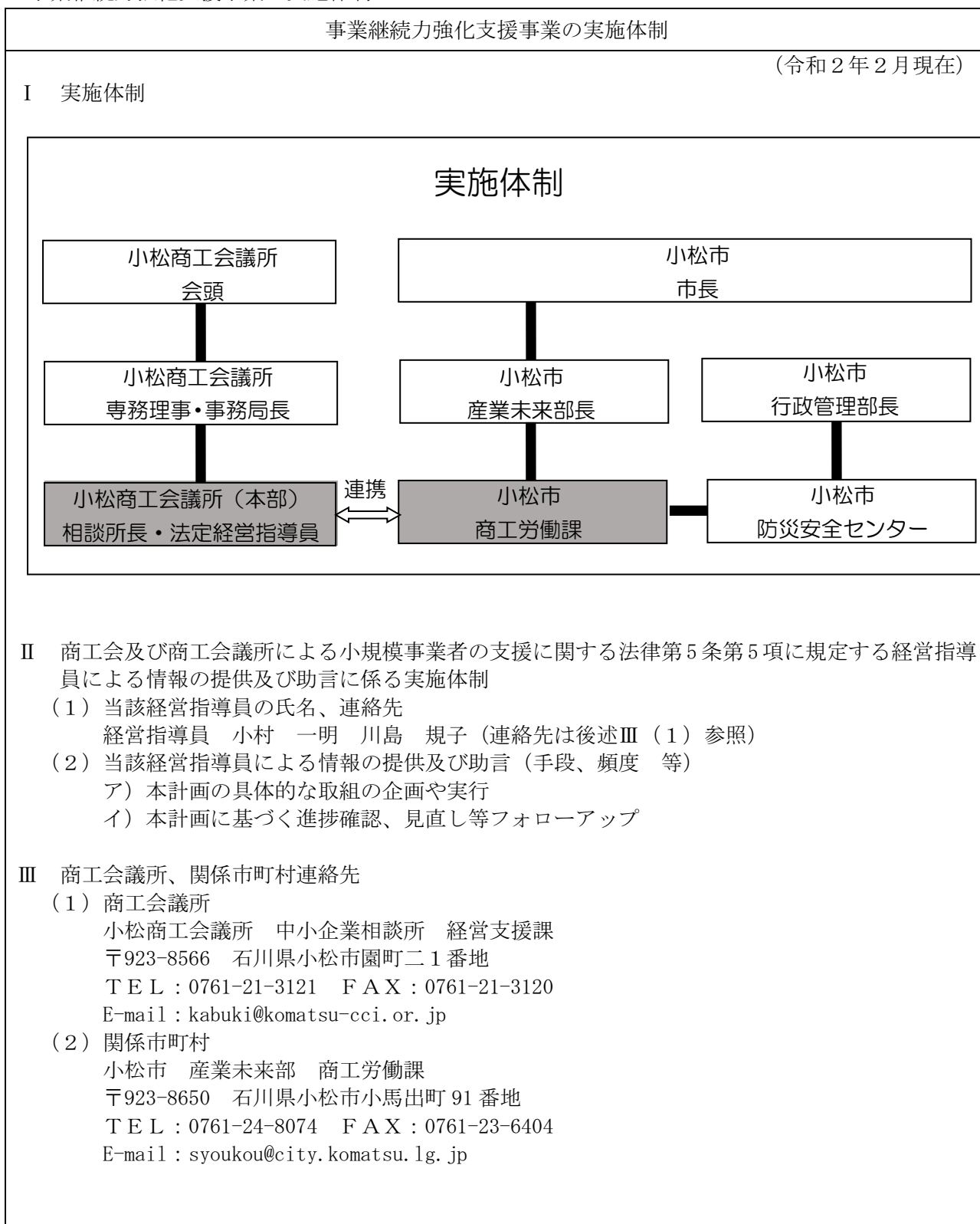
- ・石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当所の職員だけでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣等を石川県等に協議決定する。

(2) 災害発生時の連絡・活動体制



(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門家派遣	300	300	300	300	300
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ フォロワー作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
当所会費収入、小松市中小企業相談所運営事業補助金、石川県小規模事業補助金にて

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること